

次の宅地建物取引業者（以下「業者」という。）について事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定によりて、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該業者から申出がないときは、同項の規定によつて、当該業者の免許を取り消す。

令和二年二月十七日

広島県知事 湯崎英彦

商号又は名称	代表者氏名	宅地建物取引業者名簿に登載されている事務所の所在地
株式会社 Astral	松島 靖史	広島市南区宇品西二丁目一番一三一 一号